

本社機能の移転・拡充に対する支援制度 – 地域再生法 –

概要

「**地域再生計画**（※1）」に位置付けられた**地方活力向上地域**（※2）において、**本社機能を有する施設（特定業務施設）**（※3）を整備した事業者は、本社機能の移転・拡充に対する**支援制度（税制面での優遇措置など）**を受けることができます。そのためには、本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する前に、**本社機能移転計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）**を作成し、県の認定を受ける必要があります。

※1 県と市町村が共同で作成し、平成27年10月2日に国の認定を受けた計画です。

※2 集中地域（三大都市圏）以外の地域であり、かつ、地方活力の向上を図ることが特に必要な地域で、地域再生計画に①②として位置付けられています。

①拡充型事業（東京23区以外からの本社機能の拡充・移転）の対象地域 ②移転型事業（東京23区からの本社機能移転）の対象地域

※3 (1)調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所、(2)研究所または研修所であって、重要な役割を担う事業所。いずれも工場及び営業所などは含みません。

事業スキーム

地域再生基本方針

（法第4条）

国（内閣府）

申請

認定

地域再生計画

（法第5条）

本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を記載

県・市町村

申請

認定

本社機能移転計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）

（法第17条の2）

事業者

支援制度（税制面での優遇措置など）の概要

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証（法第17条の3）

認定事業者（県の認定を受けた事業者）が、本社機能を有する施設（特定業務施設）の整備に必要な資金を借り入れなどする場合、**機構による債務保証**が受けられます。

債務保証

2 本社機能を有する施設（特定業務施設）の新設・増設に係る課税の特例（法第17条の4）

認定事業者が、本社機能を有する施設（特定業務施設）を新設・増設した場合、それに伴い新たに取得・建設などした建物・附属設備などを対象として、**法人税（国税）の特別償却または税額控除**が選択的に受けられます。

【**拡充型事業**】特別償却：15% or 税額控除：4% 【**移転型事業**】特別償却：25% or 税額控除：7%

オフィス減税

3 本社機能を有する施設（特定業務施設）での雇用に係る課税の特例（法第17条の5）

認定事業者が、本社機能を有する施設（特定業務施設）で従業員を新たに雇用などした場合、その従業員に係る**法人税（国税）の税額控除**が受けられます。

【**拡充型事業**】税額控除：30万円/人（初年度）
【**移転型事業**】税額控除：50万円/人（初年度）に40万円/人（最大3年）を加算

雇用促進減税

4 本社機能を有する施設（特定業務施設）の整備に係る地方税の特例

認定事業者が、本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備した場合、**地方税（事業税・不動産取得税）の特例**が受けられます。

【**拡充型事業**】不動産取得税：課税免除 【**移転型事業**】不動産取得税の課税免除に加え、事業税を一定額軽減

地方税軽減

5 日本政策金融公庫による低利融資制度

認定事業者（中小企業者のみ）が、本社機能を有する施設（特定業務施設）の整備に必要な資金を日本政策金融公庫から借り入れる場合、**低利での融資**が受けられます。

低利融資

お問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 企業誘致係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL. 058-272-8371 (直通)

FAX. 058-278-2659